

平成 15 年 第 4 回

高森町議会 11 月臨時会会議録

平成 15 年 11 月 19 日 開会



高 森 町 議 会

1 1 月 1 9 日 (水)

平成15年第4回高森町議会臨時会（第1号）

平成15年11月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

9番 後藤 和昭君

10番 甲斐 正一君

日程第2 会期の決定について

（1）会 期（1日間）

自 平成15年11月19日

至 平成15年11月19日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
11月19日（水）	本会議	

日程第3 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて

（平成15年度高森町一般会計補正予算）

日程第4 議案第44号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第45号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第46号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第47号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第48号 工事請負契約の締結について
（社倉・蔵地線交差点改良工事）

日程第9 議案第49号 平成15年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	13 番	佐 伯 金 也 君
14 番	後 藤 英 範 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12 番	三 森 義 高 君
------	-----------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君
企画財政課長	村 上 源 喜 君	商工観光課長	佐 伯 実 範 君
保健福祉課長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	二子石 衛 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収 入 役 室 長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	岩 下 生 人 君
農業委員会事務局長	村 嶋 兵 志 郎 君	総務課長補佐	古 澤 建 生 君
企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局係長	佐 藤 幸 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成15年第4回高森町議会臨時会を開くに当たりまして、ごあいさつを一言申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、何かとご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今時臨時会におきましては、専決処分が1件、条例案が4件、工事請負契約案が1件、予算案が1件、合わせて7件のご審議をお願い申し上げるところでございます。

諸議案の内容につきましては、別の機会にご説明をさせていただきますが、何とぞご審議くださいまして、ご議決、またご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼を兼ねてあいさつといたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成15年第4回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

12番 三森義高君からは欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。また、教育長、監査室事務局長、住民生活課長については、葬祭または公務出張により欠席届があっておりますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番 後藤和昭君、10番 甲斐正一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日11月19日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定しました。

-----○-----

日程第３ 承認第１１号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第３ 承認第１１号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第１１号で提案しております専決処分につきまして、平成１５年度高森町一般会計補正予算（第４号）についてご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、平成１５年１１月９日に執行されました第４３回衆議院議員総選挙について、選挙事務経費を緊急に補正する必要があり、専決をいたしましたものでございます。

今回の補正額は９５１万２,０００円の追加であり、これを現計予算と合算いたしますと、４５億７,２４１万２,０００円となります。

以上、専決しました主な内容については申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第１１号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件について、承認することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第１１号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第44号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第45号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第46号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第44号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてから日程第6 議案第46号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまで3件を一括議題といたします。議案第44号から議案第46号について提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

それでは、議案第44号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第45号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

人事院勧告の改定内容による改定を審議していただくために、高森町報酬等審議会を11月11日に開催していただきました。5名の委員さんによります慎重なる審議が行われまして、11月14日付けで町長への答申をいただきました。その答申に基づきまして、報酬額の改定をお願いするものでございます。なお、施行日は公布の日の属する月の翌月の初日からです。

ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから、一括議題3件の質疑を行います。質疑はありませんか。はい、6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

報酬等についての質疑は別段ありませんけども、聞く機会がないものですから、この際と思ひまして、1つだけ質問させていただきます。1つは、町長の資産公開のことですけども、私が勉強不足かもしれませんけども、町長の資産公開がされているのかどうかを総務課長の方にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 町長の資産公開いただいております。町長より。

○議長（相馬俊行君） 6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） はい、わかりました。それは閲覧とかそういうものはできますね、十分。はい、わかりました。いつ頃されておりましたか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 条例に基づきまして、確か半年以内だったと思います。ちょっとはっきり覚えておりませんが、それによって出していただいております。

○議長（相馬俊行君） 6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。条例は100日以内です。じゃあ、以上、終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。まず、議案第44号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第４５号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４６号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４６号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第４６号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第４７号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第７ 議案第４７号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 議案第４７号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正内容は、人事院勧告に基づくもので、第１条で配偶者扶養手当を現行１万４,０００円から５００円減額し１万３,５００円に改正、平成１５年度の期末手当を１００分の２５減額し１００分の１４５に、また、１２月からの俸給月額を平均１.１％減額改正、第２条では、平成１６年度以降の期末手当の６月支給分と１２月支給分の割合の調整を行う改正です。

なお、附則第５条で、官民格差解消のため、１２月支給する期末手当から本年４月より１１月まで支給された給与及び６月支給の期末勤勉手当に１.５７％を乗じた額を減額調整して支給することを定めております。

施行日は、第1条が公布の日の翌月の初日から、第2条は、平成16年4月1日からです。

ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。はい、6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

職員等の給与に関することについては以上ですけども、あと、これ条例ですけども、規則の方で現業職員の方のもそういうふうにされるとは思います。その中にあって、ちょっと記憶定かではございませんけども、以前、今の教育委員会の事務局長が総務課長の折りに、栄養士の方を一般職に繰り入れるような答弁がございましたけども、今それはどのようなになっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） それはそのまま現業のままでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 確か、以前の答弁の中では、やはり業務内容が一般行政職と非常に同じ内容をこなしているということで、現業ではなくて、一般職に入れるというふうなご答弁がございました。その矛盾と申しますか、その点について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） それにつきましては、今、教育委員会事務局長の方からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） 当時、確かにそのようなご質問がありまして、一応検討するということだったというふうに私は思っております。確か、その時検討された結果を受けましては、一応雇用の条件が当初がそういう条件の雇用ということで、いろいろ検討しましたが、その段階ではそういうふうに解釈されて、現在の位置づけということに決定しております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） となると、もうずっと現業のまま栄養士さんはもっていくということになるわけですね。そう解釈してよろしいですか。はい、わかりました。以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４７号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第４７号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第４８号 工事請負契約の締結について

○議長（相馬俊行君） 日程第８ 議案第４８号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 議案第４８号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

社倉～蔵地線交差点改良工事の指名競争入札を１１月１８日午前１０時より行いまして、指名７業者の入札の結果、阿蘇郡高森町大字高森１５８９番地の１６、株式会社 草村企業、代表取締役 本田照代氏が５,３５５万円で落札されました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容等につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 詳細についての説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 内容につきましてご説明申し上げます。

工期、契約の日から平成１６年３月２６日まで、施工延長２２７メートル、工事内容ですが、土溝掘削、のり面張芝、舗装工事、排水工事、ブロック積み工事、案

内標識工事一式になっております。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

私はこの工事の請負契約については、何ら質問ではございませんけれども、その入札する段階においての入札要綱についてちょっとお聞きしたいと思います。入札要綱規定が例規集の中に記載されておりますけれども、これは、町営住宅等の関連もございまして、その入札要綱に関して、議案からずれるというふうにおっしゃれば、それで結構ですけれども、この入札要綱に基づいて入札を指名されて落札する形を取っていきますけれども、町営住宅について、どの入札要綱に基づいてそういう経緯がされておるのかをお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） どの入札の規定と申しますと、ちょっとわかりづらうございますが。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 入札要綱、今、私、手元に持っていないんで、全部覚えてはおりませんけれども、いわゆるランクというのがございまして、ランクから町内にいない場合には下の方から繰り上げていく入札の方法がございまして、それ同等の能力が、そういう業者がいない場合には、それ同等の能力があると見なせば、入札の指名の方に引っかかると、指名に入れて入札をお願いするというふうな規定がございまして、私が読んでいた限りにおいて、その要綱自体に矛盾点があるような気がいたしますけれども、総務課長の見解としてはいかがでしょうか。これは指名委員長の方でお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 入札の要綱の内容につきまして、ちょっと手元にございませんので、ご指摘の分が第何条とか、そういった明確な部分であれば、あとで調べてお答えさせていただくということではいかがでございましょうか。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 僕も手元にないから言いにくいんですけども、でも、これは調べればすぐわかることで、例規集後ろにございますので、検討していただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 指名審査委員会におきましては、この候補者指名審査委員会におきまして、慎重に審議をして決定がされております。その委員長が助役でございます。で、町長の方にその分を申し、審査結果を報告しているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番です。野中です。

一番お聞きしたいのは、その中にあって、例えば、Bランクの工事があったと、そういった場合においては、Bランクの業者を2分の1以上入れなければならないというのがうたってございます。ありますね。2番目か3番目か、どこかそのぐらゐに。なおかつそういう該当者がいない場合には、下の方から選ぶけども、2分の1以上入れなければならないとしながら、該当しない場合には今度は下の方のランクからどんどん入れていいですよ、能力実績があると認めた場合においてはということになりますけども、その能力実績等の判断、じゃあ、それは指名委員長がされるのか、その辺を重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 私、指名委員長になっておりますが、この指名委員の中にはそれぞれ担当関係者が出席をいたしまして、指名委員会を構成をいたしておりますが、それらの意見の委員の意見を十分に勘案いたし、内容決定をしておるというようところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 最近、僕は日本語がだんだんわからんごつなってきたですね、理解が非常に遅くなりましたけども、要するに、矛盾点はそこには一切ないと、要綱の規定の中にはですね、これはあくまで要綱ですから、議会でどうこうじゃないんですけども、ただ、普通に考えていった場合に、その要綱の規定がもう少し私は整備されてしかるべきじゃないかなという気がいたします。2分の1以上業者が必ずおらんといかんというふうなうたい方をして、なおかつそういういない場合には全然関係ない、ランク外であっても、能力だけで判断しますということであれば、最初からそういううたい方でもいいんじゃないかと、そういう気がいたしますけども、その辺、要綱ですので、それを再度、検討する気持ちがあられるのか、あるいはもうこのままこの要綱に基づいて進めていかれるのか、そこだけをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） ただいまご意見をいただきましたし、いろいろな矛盾等々ももしかしたら生じる恐れもあるかもしれませんので、今後、十分に検討をさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） そうですね、検討させていただきます、まさしく行政用語ですけども、ただ、現実には矛盾点がありはせんかという動きが本当に起きた場合には、対処の仕方がなくなると思いますので、その入札要綱については、私は再度、担当の方できちっと整備されていく必要があると私はそう思っておりますので、ぜひともそういうふうに検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号、工事請負契約の締結について採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 49 号 平成 15 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 9 議案第 49 号、平成 15 年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第 49 号で提案いたしました平成 15 年度高森町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、物産館管理に関わる経費及びイベント経費等に緊急に予算措置が必要になるものについて、歳出予算のみを組み替え等の補正を行うものでございます。したがって、歳入歳出予算総額に変更はありません。

次に説明を申し上げます。6 ページに農業総務費につきましては、農業振興連絡

協議会負担金が確定したことにより、減額補正であります。

次に、物産館管理費につきましては、平成15年11月より一時休館することになったことによりまして、維持費経費5カ月分を計上いたしております。物産館につきましては、現在、来春の再開に向けて組織の再編をすべく、全庁的な考え方において、また役場内関係各課における検討委員会を設置し、管理運営の方法の検討を行っているところでございます。また、外部組織の参画につきまして、また今までの経営診断も含めてお願いをしているところでございます。

7ページに湧水館管理費につきましては、湧水トンネルの冬場の集客のためのイベントとして、今度、クリスマスファンタジーと名を打って、12月15日から2月末までトンネル内に30本のクリスマスツリーを飾り、ミニコンサートなどを行おうというイベントを計画をいたしました。このことによりまして、冬場の集客につながることを期待しているところでございます。参考までに、9月から入園料の改正になりましたが、9月、10月の入園者総数は5万2,666人となっております。入園料につきましては、300円に改正したことにより、昨年と同2カ月間より約1,010万円の増となっております。

以上、今回の提案しております内容につきまして、ご説明を申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたしまして、ご説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 私、物産館について、2、3質問なり、要望なり、したいというふうに思っております。今日からまた建設経済委員でもこの問題について研修に行かれるということでございますので、大変期待もしておるところでございます。何回も地区の理事会、その他を開きまして、練りに練った上、一時休館という形をとったわけでございます。従来どおりの運営の方法、これにも非常に問題があったように思われるわけでございます。また、この物産館を建設当時のことにも触れますと、その時点でもいろいろ私は問題があったというふうに思っております。そういうことで、場所的には絶対これはもう移動されないところでございますので、住民には非常に住民もせつかくのあれだけの施設をして、もう完全な休館になるのではないかというふうな心配もされております。しかし、説明の中ではやっぱり一時冷却期間をおいて、新しく再出発をしますよということを言ってきておるわけでございます。どうぞ、町長の決意もこれは非常に大事であるというふうに思ってお

りますけれども、せっかくあれだけの施設をつくり、また、キャンプ場もありますし、完全なこの中身を見てみますと、大きな赤字が出て休んだというわけではございません。運営組合その他のこの今までの進め方、こういうものにも大変問題があったように思われます。ちょうど発館当時、私も農協の役員をしておりましてけれども、JAあたり全然話の中にも入っておりませんし、特産品販売する上においては、やっぱり農産物が主体になって、物産館はどこでも成り立っておるわけでございますけれども、JAあたりも全然話の中に入っておらなかった部分にも多少問題もあったんじゃないかというふうに思っております。やっぱりどこの物産館を見てもみますと、ああいったつくり案外少ないわけですね。道ばたで通りかかってみますと、農家の納屋の下でそこでできたものを販売するという形の方が非常にお客が入りやすいんですね。もう過去のことでございますので、いろいろ言いたくはありませんが、ぜひ、草部の大きな期待も担っておる物産館でございますし、町長の決断も大変重要であろうと思っておりますけれども、どうぞ、建設経済の皆さん方、じっくり勉強してきていただいて、来年の3月中でも新しい形で何とか開館ができるように私からお願いをするところでございますので、よろしくひとつお願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 答弁いりませんか。

○8番（甲斐廣國君） 町長の決意を。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 8番議員さんの地元を考える熱意には大変心を打たれるところでございます。今、議案の中にも社倉～蔵地線の交差点ということで改良の方を認めていただきましたけども、これはさしおり今までの入り口の交差点から見ますと、この改良がありますと、かなりの物産館がちょっとずつ見えたりとか、いろんな面でかなりの集客の方には力を入れるんじゃないかなろうかなと思って期待もいたしているところでございますし、また、地区の方々の活性化のために11月の22日には6時からジャズコンサートを行うということで、大変地元の方の熱意も感じ取っているところでございます。もちろん物産館を利用していたと思っておりますけれども、また近くにはキャンプ場もなかなかすばらしいキャンプ場もございますし、何とか所期の目的を達せられるようにがんばってまいりたいと思っております。また、今回も担当課長がでございますけども、担当課長も朝晩行って、熱心に取り組んでいるところでございますから、何とか来春の春に向けましては、何とかまた開き

たい、本当の意味で地元の活性化になれば、もちろん皆様、議員さん方々のご協力があつてからのことでございますけども、よろしくお願いいたしますしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

先ほど物産館についてお尋ねがございましたけども、今、提案理由の中で内部検討会というふうにご説明がございました。その内部検討会開かれるのは、大いに結構です。そして、外部との連絡を密にするのも大いに結構です。ぜひやっていただきたいんですけども、問題は、主体はやはり農林振興課が主体となって進められていくのか、さらには、どういう横の連携をとって進められるのか、そして、いつからスタートし、いつぐらいに答えを出すのか、そのあたりを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。内部検討会、これにつきましては、現在、設置しております。関係各課につきましては、農林振興課、企画財政課、商工観光課、保健福祉課、草部出張所の課長補佐並びに各係長級を主体とした組織をしております。その事務局長には私がなっております。

先週、第1回目の検討委員会を物産館で行いました。物産館の各部門、食堂部門、物産館販売部門、キャンプ場部門、1つ1つを検討いたしまして、今後のあり方について、まず、意見を出し合っております。その中では、場所の問題は甲斐議員さんからありましたが、どうにもなりませんので、これについては、周辺整備の問題等も含めて検討していくということでお話をしております。どちらにしましても、外部団体、農協さんにもお話も申し上げますし、農協さんにはこれまでの経営の状況を分析していただきたいし、また、どこまで農協さんがこの物産館に参画できるのかというのも検討していただくようお願いを現在しているところでございます。

それと、またそれとは別に、草部地区の有志の方達のやる気のある方達で構成する何かそういう組織ができないものかということも現在視野に入れて検討を深めております。現実問題としましては、来年度の予算計上までにどうにかこの組織については立ち上げたい。そのように考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。もう実施段階に移っているということでしたので、安心しております。

最終的に物産館の目的、どこに持っていくのかという目的設定ですね、単なる物品販売だけでいいのか、あるいは、その物品販売が目的とするのか、そのあたり、さらには、最後まで町が責任持って物産館を面倒見るのか、あるいは、以前みたいに管理組合の方にお願ひしますという形で管理組合の方に主導権を握って進めてもらえるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

物産館並びにキャンプ場につきましては、当初、山村振興、それから林構によってつくられた事業でございます。基本的に、現在、今、主幹としては農林振興課が持っておりますが、本来、目的としては、草部地区の全体の活性化ということで作られた施設かと思ひます。農林振興課サイドでつくるとすれば、農産物の直売場であればいい話ですので、それについては、草部地区全体的なものの考えた方で作った施設ですので、今回の検討委員会につきましても、農林振興課、企画、商工、福祉、草部出張所を入れた次第でございます。

新しい組合ができて、町がどのようにやるかということにつきましては、町長さん並びに総務課長さんと今後ご相談を申し上げますが、基本的には今までのようなやり方では、行政としてはいけなかったんじゃないかというような意見を持っておりますし、1つの観光施設でもありますし、湧水トンネル、温泉館等も考えた形で、やはり行政が関わっていく責任を持っていくというやり方でなければならないかと個人的には思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございました。課長個人的にそういうふうにお考えで、私も共感するところがございます。

じゃあ、最後に締めで町長の方に町長としての決意を再度お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、課長が申しましたとおりでございますし、私も今までの物産館を拝見いたしますのに、何か個人的な店のような気がいたしたところでもございます。本当の意味での私ども至るところ研修してまいりましたけども、実際、本

当の物産館というのはもう少し内子町みたいなところ、ああいうものをまねしたり、また、綾町に行きましたけども、綾町でもそういうところを見ってきましたし、そういう面でも今後、物産館を立ち上げていくためには、そういう意味で、地元の活性化も含めて、取り入れていかなければならないなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。内子町あたりも確かに一緒に研修、町長と一緒に研修しております。一番肝心なのは、私が一番言いたいのは、じゃあ、そのエネルギーがどこから出てきているかということですね。やはり物産、そういう地域振興を図る上で一番大事なのは、その地域のエネルギーをいかに引き出すか、ものをつくる、ものを売る、建物をつくる、そういったんじゃなくて、その地域のエネルギーを引っ張り出す方策ですね、そのあたりを最後に再度、町長にお聞きして、地域振興策を合わせた上でそういうリーダー育成なり、地方の独立とか言いますけども、やはり地方自治、一地域の自治力を高める方策等をあわせてお聞きして終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） やはり行政ばかりの力ではどうしようもありませんし、やはり何と言いましても、元々物産館自体をつくる時に地元の草部地区の活性化ということでございましたし、また今ご存じのように、社倉～蔵地線も改良ができて、今回は北部地区からも物産館には一番近くなっております。ただただ思いますには、物産館を行う以上におきましては、本当の地元の方の熱意なくして達成はできませんから、もう少し内部検討をしながら、また部落の方々、各地域にも議員さん達もおられますから、その方々とも十分検討しながら、まい進して、来年の4月には何とか新しい形で皆様方にご協力得ながら始めたいと、そのような考えでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ちょっと今の内容について、いわゆる地方の自治力を高めるために、町長としてどういうふうなことをやっていきたいかという部分ですね、相談しながら、相談しながらというのはもちろんわかります。ただ、自治力を高めるためにそういったいろんな投資をしながらやっていくということです、そのあたりを再度町長の方にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 気持ちは十分熱意がございましたけども、やはり何と言いましても、地元の方の協力がいいことには私だけ1人で、半年町長しておりますけども、

私1人熱意でどうのこうのがあるわけじゃございません。もちろん、今まで約9年間、10年間、地元の方が精いっぱいなされたことで、結果的にながしの赤字が出てきたとそういうことでございます。それをやっぱり解消するためにはやはりなんと言いましても、地元の方が本当の意味での熱意をくんでいただきたいと、そういう意味でございます。私が今日明日する、こうすると、私が1人で結論を出すわけでもございません。ただただ気持ちは草部の活性化に役立てたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番 本田生一でございます。

今、この物産館につきまして、大変皆さん方からいろんなご意見が出されておりますが、先ほど、甲斐廣國議員の方からも心配されて、早く開館できるようにというようなことで、11月から閉館になっております。私もこの当時、この物産館ができました当時には、先ほど、廣木課長が申し上げておりましたけれども、山村振興の事業で、地域の活性化というようなことで、これはつくられたわけでございますけれども、結果的にこの物産館がこのような状態になっておりまして、いろんな批判もございしますが、私も批判を浴びている議員の1人でございます。その当時、つくられた時の議員としては、ここに後藤英範さんと佐伯金也君がおりますけれども、その時私もおりました。これをつくりました時にですね、で、ああいうところにああいうやつをつくるもんだから、ああいうざまたいとか、皆からも私も言われたけれども、あの時は山村振興の事業でこの草部の活性化のために少しでも良くなるならばということでつくった事業でありまして、そのような事情でつくったというようなことで言っておりましたが、結果的にはもう地域の皆さん方の運営などが大変事情がございまして、11月から閉館になっております。今、野中議員も町長さんにもいろいろ言われておりますが、これから研修等されまして、早くこれがまた開館できるように、やはり町といたしましても、結果的には私は結果はどうであれと、赤字経営だからどうのこうのということで、今の運営のやり方がいろんな問題があるかもしれませんが、やはり町は町でこの物産館をつくりまして、先ほど、甲斐議員が言われたとおり、あれがつくった場所が悪いからほかのところに移動するというようなことはできませんので、これからはいい方向に向かって、また開館できるように努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしておきます。終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。1番 宇藤 敬君。

○1 番（宇藤 敬君） 1 番 宇藤です。

質問というより、ご提案という形でお話をさせていただきますけど、廣木課長のお話の中で、高森町も国民休暇村と立派な施設もございます。ここはまた観光面で J A とか、全国組織とまた違った形でのノウハウを持っておると思います。いろいろとお話をお聞きしますと、温泉館、あるいは湧水公園、あるいは朋遊館、それから草部の物産館、こういう 3 点セットじゃなくて、4 点セットでも何とかいくようなノウハウをお持ちのようなお話も聞いております。ですから、よろしければ、そういう方達を入れてくださいとは言いませんけど、アドバイザー的な形でお話を聞かれるような場も設けられて、参考にされて、今後の物産館の発展、草部地区の浮揚ということを考えられてはいかがなものかと思います。質疑の中でちょっと提案的なお話をしますけど、課長、そういうお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 今、1 番議員さんより国民休暇村の件がございました。基本的に国民休暇村の別組織の休暇村サービス、こういう組織がありまして、その組織は全国的な公共施設の赤字の建て直しをする、そういう組織があることは私も存じておるところでございます。要は、そういう組織が参画しまして、盛り上げていくという組織でございます。その件につきましては、いろいろありますが、休暇村の方とお話した経緯もありますし、当然、休暇村が持っている全国に展開しております休暇村事業のすごいノウハウがございますので、高森町に物産館だけでなく、やはり高森町が持っている観光施設につきましては、そういう協会に検討していただくこともまた道ではないかと思います。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号、平成 15 年度高森町一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第４９号、平成１５年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成１５年第４回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前１０時４５分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平成15年第4回臨時会

平成15年11月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作 成 株式会社アクセス

電 話 (096)372-1041

~~~~~  
高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電 話 (09676)2-1111